

平成 25 年 11 月 25 日
一般社団法人日本損害保険協会

「美術品補償制度」創設 3 年目の見直しにあたって

美術品の国家補償制度創設 3 年目にあたりまして、当該制度の成果および今後の課題につきまして、損害保険業界としての観点から、以下のコメントを述べさせていただきます。

1. 美術品補償制度創設による効果

本制度によってこれまで開催が難しかった展覧会や作品の来日が可能になったことの意義は大きく、本制度導入の目的が達成されたものと考えます。保険に関しても、本制度の創設によって、保険引受能力（補償キャパシティ）の拡大につながったことから、保険料負担の削減に一定寄与していると認識している。

他方、その結果、損保業界における引受リスクは抑えられ、美術品展示一貫保険の保険料収入は減少していると認識している。

なお、補償内容・範囲については、現行通りで問題ないものと考えますが、以下に述べるとおり、国家補償の内容と、免責金額以下の民間損保のカバー内容との差異については、事故発生時に査定上の問題となる可能性があると思われる。

2. 見直しにあたっての改善・検討課題

制度立ち上げ当初から要請している通り、事故発生時の対応・運用をあらかじめ定めておく必要がある。

これまで幸いにも政府補償が発動する事故は発生しなかったため問題は顕在化していないが、政府補償約款にあるように、政府補償部分に関する査定を外部委託する場合、誰が、どのような委託内容にもとづき、いかなる費用で査定を行うか等について、検討されていない。

仮に民間損保がこの業務を受託する場合、民間補償部分と政府補償部分の約款が異なるため、民間補償部分の約款に従って損保が一律に査定するだけでは十分でないケースも想定される。場合によっては、両者間の有無責判定において齟齬が生じるケースも考えられる。

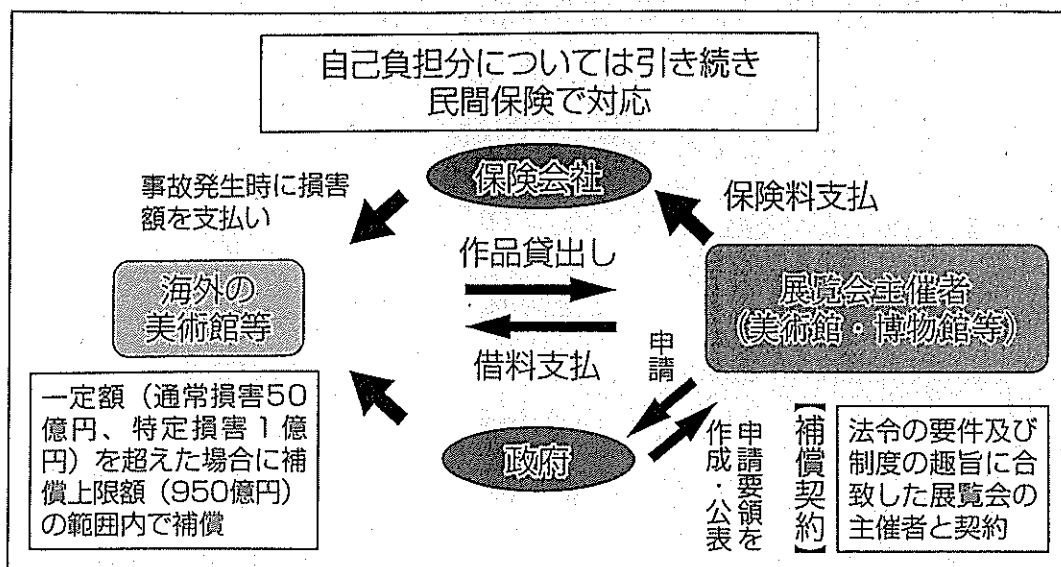
よって、あらかじめ委託する業務内容を協議・合意のうえで、委託契約の内容を取り決め、事故発生の際に円滑な査定対応を実施できる態勢としておく必要があると考える。

なお、可能性としては低いと思われるが、仮に民間補償を海外から手配した場合、その損害査定をどこに委託すべきかも考慮すべきである。この場合、補償を提供している海外保険会社に委託することが考えられるが、仮に査定委託を国内民間損保に行うとすれば、かなり困難が伴うものと推察される。

また、上記を検討する際には、文化庁および査定を委託された損保会社の立場・役割を明確にしておく必要があると考える。

以 上

〈契約関係〉



- ・ 政府は、展覧会の主催者を相手方として、美術品の所有者（海外の美術館等）に対し、その美術品の損害を補償する契約を締結する。
- ・ 政府の補償は、原則として、美術品の所有者が展覧会の主催者を通じて請求し、補償金はその所有者に対して支払われる。

Q 2 美術品補償制度による具体的なメリット・効果は何ですか。

A 近年、美術品の評価額の上昇やテロ・自然災害等に起因する保険料率の上昇により、展覧会のために借り受ける美術品の保険料が高騰しており、概ね十数年前の2倍程度になっていると言われています。このことにより、展覧会の規模が縮小されたり、開催そのものが断念されたりするといった事態が生じています。また、展覧会の収支上の観点から、開催場所が入場者数の見込める首都圏に集中したり、企画内容が人気のあるテーマ・作家に偏ったりするなどの問題も顕在化しています。

こうした中、美術品補償制度が活用されれば、展覧会の美術品に係る保険料負担が軽減されることから、広く全国で安定的・継続的に多様で優れた展覧会が開催されることになるものと考えています。具体的なメリット・効果としては、保険料の軽減額を活用して、展覧会で借り受ける美術品の質・量が充実したり、入場料の軽減や教育普及活動が促進されることも期待されます。

また、この制度は、保険料の特に高い海外から借り受ける美術品に主に適用されることから、作品を通じた国際文化交流の推進も見込まれます。

さらに、この制度の適用に当たっては、展覧会の企画内容や安全管理体制を政府が審査することから、政府の信用を背景に海外の美術品の所有者が安心することにより、主催者の借り受け交渉が円滑に進むことや、展覧会の企画・運営能力が向上することも期待されます。美術品の安全管理の審査を特に重視することから、今後、この制度の適用対象となる美術館・博物館については、美術品の安全管理能力が大きく向上するものと考えています。

Q 3 保険料の軽減効果は、どの程度見込まれますか。

A 関係者からの意見聴取を踏まえ予測したところ、評価額が500億円を超えるような大規模展覧会の場合は、概ね半額程度は軽減されるものと見込まれます。一方、評価額が500億円以下になると、保険料の軽減効果は、主催者の自己負担額である50億円に近づくとつれて徐々に薄れ、評価額が100億円台の場合には1～2割程度になると見込まれます。ただし、保険料の軽減効果は、保

険会社の経営状況、再保険市場の動向、美術品の損害リスク等に大きく左右されるため、一概に判断できるものではありません。

保険料の軽減効果は、自動車等の保険と同じように、事故を起こさないことによりその軽減効果が高まります。制度の存続や安定性を増す観点からも、展覧会の主催者は、無事故実績を継続していくことが極めて重要です。

なお、今後、保険料の軽減効果の実情に応じて、必要な検討と見直しを行い、制度の改善を進めていくこととしています。

Q 4 今後、補償範囲を拡大する（50億円を引き下げる）予定はありますか。

A 法律の附則第二項において、「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされています。したがって、今後、補償範囲を拡大（又は縮小）することが予定されているわけではありませんが、制度施行後3年を目途に見直しが検討され、それが実施される可能性もあります。

補償範囲の変更は、保険料の軽減効果、対象となる展覧会数の実績、美術品の事故実績等により、その必要性を総合的に判断することになります。その際には、国民の鑑賞機会の拡大という法律の目的に照らしつつ、国と地方や官と民の役割分担、他の展覧会支援制度の在り方等も考慮することになります。国と地方の役割分担につ

いては、国は全国レベルの活動の支援を行うものであり、地方レベルの活動の支援はその地方が行うということが原則です。また、官と民の役割分担については、官は民に任せられないこと（市場の失敗：収支上開催困難な展覧会の開催等）にのみ対応し、民業圧迫（単に民間の美術品保険を政府が代替すること等）は行わないというものです。他の展覧会支援制度の在り方とは、芸術文化振興基金の助成事業や国の補助事業等と美術品補償制度の支援対象の重複やその重複の是非についてどのように考えるかということです。

このようなことから、単に主催者の負担軽減という観点だけで補償範囲の拡大を決定できるものではありませんが、今後、国の制度としてふさわしい公益性を追求しながら、制度の維持・発展を図っていくことが重要です。